

## 平成二十一年内閣府令第五十四号

日本農林規格等に関する法律に基づく公聴会等に関する内閣府令

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第九十九条の十三第一項及び同条第七項において準用する第十三条第五項並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第十二条第四項の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく飲食料品の区分等に関する内閣府令を次のように定める。

（公聴会）

第一条 日本農林規格等に関する法律（以下「法」という。）第五十九条第五項において準用する法第九条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 請求者の氏名又は名称及び住所

二 請求事項

三 請求の理由

四 意見

第二条 内閣総理大臣は、公聴会を開催しようとするときは、少くともその十日前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聞こうとする事項を公示しなければならない。

第三条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で当該事項に対する賛否及びその理由を内閣総理大臣に申し出なければならない。

第四条 公聴会においてその意見を聞こうとする利害関係人（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者のうちから、内閣総理大臣が定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者のうちに、当該事項に対する賛成者及び反対者があるときは、その両方から公述人を選ばなければならない。

第五条 公聴会は、内閣総理大臣又はその指名する内閣府の職員が、議長として主宰する。

第六条 公聴会には、議長が、そのつど指名する委員又は専門委員を出席させて意見を述べさせることができる。

第七条 公述人の発言は、当該事項の範囲をこえてはならない。

2 議長は、公述人の発言が当該事項の範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第八条 第六条の規定により指名された委員又は専門委員は、公述人に対して質疑を行うことができる。

2 公述人は、委員又は専門委員に対して質疑を行うことができない。

第九条 公述人は、議長の承認を得たときは、文書で意見を提示し、又は代理人に意見を述べさせることができる。

（法第六十五条第四項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明）

第十条 法第六十五条第六項の証明書は、別記様式による。

（都道府県知事又は指定都市の長の行う命令の内容の報告）

第十一条 日本農林規格等に関する法律施行令第十九条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 命令をした年月日

二 命令に係る農林物資の種類

三 命令の内容

四 命令の内容

五 その他参考となるべき事項

附則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附則

（平成二十七年三月二〇日内閣府令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、法（平成二十八年三月八日内閣府令第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則

（平成三〇年三月二六日内閣府令第八号）抄

（施行期日）

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則

（令和元年六月二八日内閣府令第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則

（令和三年三月二九日内閣府令第一六号）抄

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 別記様式（第10条関係）

(表)

	第 年 月 日 号 発行
身 分 証 明 書	
	官職名及び氏名
	年 月 日 生
写	上記の者は、日本農林規格等に関する法律第65条第4項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。
真	消費者庁長官

(裏)

日本農林規格等に関する法律抜粋

(立入検査等)

第65条 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣又は農林水産大臣（第61条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、第59条第1項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、品質に関する表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 (略)

第79条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第65条第1項から第5項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第5項まで若しくは第66条第1項から第5項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

農林水産省 田舎のくまのたね 日本産業界協会 日本農林規格等に関する法律抜粋